

直行用

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 発行 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の記載要領・注意事項

1 基本的事項

- (1) この産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、A、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚複写である。
- (2) 運搬受託者(運搬業者)、処分受託者(処分業者)は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引き渡しを受けてはならない。
- (3) E票の裏面には交付番号のバーコード(NW-7規格)を付してある。
- (4) 記載には日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- (5) 余白には斜線を引くこと。
- (6) 事業者(排出者)は、廃棄物の種類ごと及び行き先(処分事業場)ごとにマニフェストを交付すること。
- (7) マニフェストは、廃棄物の処理の流れを把握するためのもので、廃棄物の処理に関する契約は、事前に別途行うこと。
- (8) 運搬受託者は、運搬を終了した日から10日以内に、B2票を事業者(排出者)に送付すること。
- (9) 処分受託者は、処分が終了した日から10日以内に、事業者(排出者)にD票を、運搬受託者にC2票を送付すること。
- (10) E票の送付
 - ア 処分受託者が中間処理産業廃棄物を排出し、その処分を委託した場合には、その最終処分を確認した日から10日以内にE票を事業者(排出者)に送付すること。
 - イ 処分受託者が最終処分を行った場合は、最終処分を行ってから10日以内にE票を事業者(排出者)に送付すること。
- (11) マニフェストの保存
 - ア 事業者(排出者)は、マニフェストを交付した日から5年間A票を保存するとともに、運搬受託者及び処分受託者から送付されるB2、D、E票を、送付を受けた日から5年間保存すること。
 - イ 運搬受託者は、処分受託者から送付されるC2票を、送付を受けた日から5年間保存すること。
 - ウ 処分受託者は、C2、D、E票のいずれもの送付の日から、5年間C1票を保存すること。
- (12) 事業者(排出者)が委託した産業廃棄物の運搬及び処分の状況を把握した上で、交付したマニフェストについて、都道府県知事に報告を行う必要がある場合
 - ア マニフェスト交付の日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内にB2票及びD票の送付を受けないとき、又はマニフェスト交付の日から180日以内にE票の送付を受けないとき。
 - イ 記載漏れがあるマニフェストの送付を受けたとき。
 - ウ 虚偽記載のあるマニフェストの送付を受けたとき。

2 記載事項

- (1) 交付年月日欄
 - ア 交付年月日欄には、廃棄物を運搬受託者又は処分受託者に引き渡す日付を記入する。
 - イ 交付番号欄には、公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行のすべてのマニフェストについて同一のものが存在しない一連番号をあらかじめ付してある。11桁の数字のうちの上10桁が有効な一連番号であり、下1桁は、7DR法で求められるチェックディジットである。チェックディジットは、コンピュータへのキー入力等におけるエラー検出に利用できる。
 - ウ 整理番号欄には、必要に応じて事業者(排出者)がマニフェストを管理するために付ける整理番号を記入する。
 - エ 交付担当者欄には、マニフェストの交付担当者の氏名を記入する。
- (2) 事業者(排出者)欄
事業者(排出者)の氏名又は名称、住所、電話番号、事業場の名称、所在地及び電話番号を記入する。事業場は廃棄物の排出場所とする。
- (3) 産業廃棄物欄
 - ア 産業廃棄物の種類欄
「普通の産業廃棄物」もしくは「特別管理産業廃棄物」の該当する一方にチェックマーク(レ印)をつけ、さらに廃棄物の種類のあてはまるものにチェックマークをつける。石綿含有産業廃棄物や特定産業廃棄物に該当する場合については、空欄に「石綿含有産業廃棄物」、「特定産業廃棄物」と記入する。なお、それぞれの廃棄物の種類に付記してある

コード番号は、電子マニフェストと共通の産業廃棄物分類コードである。

- イ 数量及び単位欄
廃棄物の重量又は体積をトン(t)、キログラム(kg)又は立方メートル(m³)、リットル(ℓ)等の単位とともに記入する。
- ウ 荷姿欄
バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記入する。
- エ 産業廃棄物の名称欄
廃棄物の具体的名称を記入する(例示……農業ビニル、苛性ソーダ廃液、廃タイヤ、廃冷凍庫等)。
- オ 有害物質等欄
廃棄物が有害物質を含む場合にその有害物質名を記入する。
- カ 処分方法欄
「焼却」、「破碎」、「安定型埋立」、「管理型埋立」等の処分方法を記入する。
- キ 備考・通信欄
取扱上の注意事項等を記入する。

- (4) 中間処理産業廃棄物欄
中間処理業者が、その処理残さを委託処理する際に記入する欄であり、それ以外の場合は記入不要。中間処理残さの由来する、もとの廃棄物のマニフェストの交付者氏名又は名称及び交付番号を記入する。
- (5) 最終処分の場所欄
当該廃棄物又は、それを中間処理して発生する残さを最終処分する予定の場所を記入する。ここでいう最終処分とは、中間処理と再資源化のうち中間処理残さを発生しないもの、及び埋立処分である。
- (6) 運搬受託者欄
 - ア 実際に廃棄物の運搬を実行する運搬業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記入する。
 - イ 運搬先の事業場欄には、処分事業場(処分施設)の名称、所在地及び電話番号を記入する。
- (7) 処分受託者欄
実際に廃棄物の処分を実行する処分業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記入する。
- (8) 運搬の受託欄
 - ア A票の運搬の受託欄(受託者の氏名又は名称)は、運搬を受託した者が廃棄物の引き渡しを受けたときに、氏名又は名称を記入する。(運搬担当者の氏名)は、運搬を受託した担当者の氏名を記入する。また、この際、受領印欄には社印を押印することが望ましい。
 - イ B1票の運搬終了年月日欄には、運搬を終了した時点で、運搬受託者とその日付を記入する。
 - ウ 有価物拾集量欄には、積替え又は保管の場所で拾集した有価物の量を、単位とともに記入する。
- (9) 処分の受託欄
 - ア B1票の処分の受託欄(受託者の氏名又は名称)は、実際に廃棄物の処分を実行する処分受託者が廃棄物の引き渡しを受けたときに、氏名又は名称を記入する。(処分担当者の氏名)は、処分を受託した担当者の氏名を記入する。また、この際、受領印欄には社印を押印することが望ましい。
 - イ C1票の処分終了年月日欄には、処分を終了した時点で、処分受託者とその日付を記入する。
 - ウ C1票の最終処分終了年月日欄には、(5)にいう最終処分を行った者においては処分終了日、中間処理産業廃棄物を委託処理した中間処理業者においては、その中間処理産業廃棄物が最終処分された日を処分委託先から送付されたE票で確認し記入する。
- (10) 最終処分を行った場所欄
C1票の最終処分を行った場所欄には、(5)にいう最終処分を行った者においてはその処分場を、中間処理産業廃棄物を委託処理した中間処理業者においてはその中間処理産業廃棄物の処分を行った処分場を処分委託先から送付されたE票で確認し記入する。
- (11) 照合確認欄
事業者(排出者)は、B2、D、E票の送付を受けたときに、それぞれA票と照合確認した上で、A票の照合確認欄に日付を記入する。